

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年6月7日（令和5年（行個）諮問第137号）

答申日：令和5年11月30日（令和5年度（行個）答申第125号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が令和4年特定月日付けで行った療養補償給付に関する処分，令和4年特定月日付けで行った休業補償給付に関する処分に係る実地調査復命書及びその添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和5年2月17日付け大個開第4-916号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

この度，労災不支給に当たり，大阪労働局特定労働基準監督署にて，担当官の調査，聴取に当たり，電話にての対応，コメント，特定疾病にもかかわらず，私に対しまして，「貴方は何を根拠に特定疾病というのか？」「特定治療を受けなければ一生治らない病気です。」など，主医師にも私，確認致しましたが，通院治療と臥床安静にて完治致しましたにも関わらず，現在も特定症状があるはずですので，特定数値を指定，検査の出来る病院を探し，そこで，特定数値の検査をし，その数値で労災認定が受けれると言われましたが，病症当時，かかっておりました特定病院ではその検査が出来ず数値も計る事がなく出来ず治療に専念しており，（当時検査数値を受けない特定疾病）労災を受けるに当たり必要とも知りませんでした。

現在、不支給となり、当時とは体調、病気も回復、完治しているのにも関わらず、無茶な事を特定個人は仰るので、悔しさと悲しみと不審しかございません。いつもきつい口調でのお話で会話も出来ず、他の担当の方や、上司、署長様にお電話取り次いで代わっていただきたいと申しましても駄目ですの一点張りでございまして、途方に暮れている中、不支給の通知決定が届き、現在も不審しかございません。

大阪労働局にて審査の開示請求を行い、この為、一部開示でマスクングテープの部分も、明確に聴取書を確認致したく、申請させていただきました。

一部開示の調査内容を読みましても、内容と異なる違う点が多々ございまして、大阪労働局にて審査請求を行い、調査、審査頂くにあたりまして、全部開示をお願い致したく、宜しくお願い致します。

私の病気で、特定疾病を労災認定認めたら、これから先、他の人も認めないといけなくなってしまうとまで特定個人に言われてしまい、悲しみと途方に暮れております。審査請求何卒宜しくお願い申し上げます。

(2) 意見書

労災の審査がきちんと行っていただかず、担当の方にも病名も何を根拠に言うのか、本当にその病気なのかと激痛でしんどく痛みのある中罵倒されまして完治してからも、本当に特定疾病なのか？それなら、特定検査を受けて数値を出すようにと、完治後に無茶な事おっしゃられ、不信しかございません。

担当医も治る病気と断言していただいているにも関わらず手術しないと治らない病気と担当の方に言われショックでした。審査よろしく願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年12月21日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁は、令和5年1月20日付け大個開第4-916号により開示決定等の期限を延長した上で、部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年3月8日付け（同月9日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が令和4年特定月日付けで行った療養補償給付に関する処分、令和4年特定月日付けで行った休業補償給付に関する処分に係る実地調査復命書及びその添付書類一式」に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

(ア) 文書3の①、10の①、11の①、12の①、13の①及び14の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の①、7の①、8の①、9の①、10の②、13の②及び14の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条7号柱書き該当性

文書1の①、7の①、8の①、9の①、10の②、13の②及び14の②は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法第78条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法78条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法第78条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年7月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1(1)、通番3、通番4及び通番5

通番3、通番4及び通番5は、審査請求人以外の関係者からの聴取書、通番1(1)は、調査結果復命書の「調査記録・調査内容」欄における記述である。

当該各部分は、原処分において既に開示されている情報、又は本件理由説明書の別表に記載された文書名から、審査請求人が推認できる情報であると認められ、当該部分を開示したとしても、審査請求人以外の関係者が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

(ア) 当該各部分のうち、通番1(1)及び通番5の一部、通番3及び通番4には、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する

る情報は含まれていない。

(イ) 通番 1 (1) 及び通番 5 の一部 (いずれも上記 (ア) を除く。) には、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するものが含まれているが、審査請求人が推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

(ウ) (ア) 及び (イ) の各部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該各部分は、法 78 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 1 (2) , 通番 7 , 通番 11 及び通番 13

(ア) 通番 11 は、審査請求人の主治医の意見書が引用された大阪労働局地方労災医員の意見書における記述である。当該部分は、原処分ですでに開示されている、大阪労働局地方労災医員の意見書の記述を引用した文書 1 の調査結果復命書の記述から、その内容を推認できるものと認められる。

(イ) 通番 7 は、審査請求人の主治医の意見書の記載の一部、通番 13 は、地方労災医員相談票に添付された審査請求人の主治医の意見書の記載の一部、通番 1 (2) は、審査請求人の主治医の意見書が引用された調査結果復命書における記述である。当該部分は、(ア) と同様、文書 1 の調査結果復命書の記述から、その内容を推認できるものと認められる。

(ウ) (ア) 及び (イ) の各部分には、法 78 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該各部分は、法 78 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 2 , 通番 6 , 通番 8 及び通番 12

通番 2 は、審査請求人から提出された休業補償給付支給請求書 (以下「請求書」という。) 及び審査請求人の主治医の意見書に記載された、医師の署名及び印影である。

請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている (労働者災害補償保険法施行規則 13 条)。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査

請求人が知り得る情報であると認められる。

通番 8 は、診療録に添付された請求書の写しに、通番 1 2 (1) は、地方労災医員相談票に添付された請求書の写しにそれぞれ記載された医師の署名及び印影であり、いずれも請求書に記載されたものと同じものであると認められる。

通番 6 及び通番 1 2 (2) は、同意見書に記載された医師の署名及び印影であり、いずれも請求書に記載されたものと同じものであると認められる。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該各部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法 7 8 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 7 8 条 2 号該当性

通番 6 は、審査請求人の主治医が所属する医療機関から特定労働基準監督署に提出された書類の送付状、通番 8 及び通番 9 は、診療録及び送付状に記載された当該医療機関関係者の氏名及び印影、通番 1 0 は、大阪労働局地方労災医員の意見書に記載された同医員の署名及び印影である。

当該各部分は、法 7 8 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該各部分のうち地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 1 7 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法 7 8 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、これらの部分は個人識別部分であることから、法 7 9 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該各部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条2号及び7号柱書き該当性

通番3、通番4及び通番5は、審査請求人以外の関係者からの聴取内容、通番1は、審査請求人以外の関係者からの聴取内容が引用された調査結果復命書における記述である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法78条各号該当性	通番	
文書1 調査結果復命書	① 3頁, 5頁, 7頁, 8頁不開示部分(②部分除く)	2号, 7号 柱書き	1	(1) 3頁「調査記録・調査内容」欄13行目2文字目ないし4文字目, 5頁「調査記録・調査内容」欄14行目2文字目ないし11文字目, 25行目2文字目ないし20文字目, 8頁「調査記録・調査内容」欄7行目5文字目ないし7文字目, 8行目5文字目ないし14文字目, 9行目5文字目ないし17文字目 (2) 3頁「調査記録・調査内容」欄36行目
	② 3頁, 5頁, 8頁聴取年月日	新たに開示	—	—
文書2 請求書等一式①	—	—	—	—
文書3 請求書等一式②	① 2頁, 4頁, 6頁印影, 氏名	2号	2	全て
文書4 請求人聴取書①	—	—	—	—
文書5 請求人聴取書②	—	—	—	—
文書6 請求人聴取書③	—	—	—	—
文書7 事業場聴取書	① 1頁ないし2頁不開示部分(②部分除く)	2号, 7号 柱書き	3	1頁不開示部分1文字目ないし3文字目
	② 1頁ないし2頁聴取年月日, 発信年月日	新たに開示	—	—
文書8 病院職員聴取書	① 1頁ないし2頁不開示部分(②部分除く)	2号, 7号 柱書き	4	1頁不開示部分1文字目ないし10文字目, 2頁「受信者 事業所・病院等」欄

		② 1頁ないし2頁 聴取年月日，発信年月日	新たに開示	—	—
文書 9	主治医 聴取書	① 1頁ないし2頁 不開示部分（②部分 除く）	2号，7号 柱書き	5	1頁不開示部分1文字目ないし13文字目，2頁「受信者 事業所・病院等」欄，「受信者 職・氏名」欄
		② 1頁ないし2頁 聴取年月日，発信年月日	新たに開示	—	—
文書 10	主治医 意見書	① 2頁，4頁，5 頁印影，氏名	2号	6	2頁，4頁
		② 4頁主治医意見	2号，7号 柱書き	7	全て
文書 11	診療録	① 27頁，37 頁，90頁ないし91 頁，115頁ないし117 頁，153 頁印影，氏名	2号	8	90頁ないし91頁，115 頁ないし117頁
文書 12	画像診 断	① 3頁氏名	2号	9	—
文書 13	地方労 災医員 意見書	① 2頁ないし3頁 印影，氏名	2号	10	—
		② 4頁医師意見	2号，7号 柱書き	11	全て
文書 14	地方労 災医員 相談票	① 7頁ないし10 頁，12頁印影，氏 名	2号	12	(1) 7頁ないし9頁 (2) 10頁，12頁
		② 12頁医師意見	2号，7号 柱書き	13	全て
文書 15	HP記 事抜粋	—	—	—	—